

厚生委員会議案説明資料

令和3年12月9日

件名	頁
1 第112号議案 足立区旅館業法施行条例の一部を改正する条例	2
2 第113号議案 足立区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	10

(衛生部)

第 1 1 2 号議案説明資料

令和 3 年 1 2 月 9 日

<p>件 名</p>	<p>足立区旅館業法施行条例の一部を改正する条例</p>														
<p>所管部課名</p>	<p>衛生部足立保健所生活衛生課</p>														
<p>内 容</p>	<p>1 概要及び経緯</p> <p>(1) 国は、入浴施設におけるレジオネラ症*対策の強化をするため、令和元年9月19日に「公衆浴場における衛生管理要領及び旅館業における衛生管理要領（以下「衛生等管理要領」という。）」を改正した。</p> <p>(2) 東京都は、公衆浴場条例と合わせて、旅館業の入浴施設におけるレジオネラ症対策に関するパブリックコメントを行い、旅館条例改正を令和3年6月14日に公布した。レジオネラ症対策の構造設備については令和3年10月1日に施行、レジオネラ症対策の衛生措置については令和4年1月1日に施行する。</p> <p>(3) 旅館業法条例の制定は自治事務であり、自治体が行う必要がある。このため、上記(1)(2)及び営業者の遵守事項の趣旨を踏まえながら、8月に実施した区民からの意見を反映させるパブリックコメントを経て、本条例の一部を改正する。</p> <p>※ レジオネラ症とは、浴槽や配管内の「ぬめり」で増殖しやすいレジオネラ属菌を含む霧や飛沫を吸い込むことで発症する発熱や肺炎等のこと。免疫力の低下した高齢者などが発症しやすい。</p> <p>2 主な改正内容（詳細は、別紙 1 新旧対照表のとおり）</p> <table border="1" data-bbox="413 1305 1423 2101"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 1310 630 1373">項目</th> <th data-bbox="630 1310 876 1373">改正前</th> <th data-bbox="876 1310 1420 1373">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 1373 630 1693" rowspan="2"> <p>レジオネラ症対策</p> </td> <td data-bbox="630 1373 876 1585"> <p>規定なし</p> </td> <td data-bbox="876 1373 1420 1585"> <p>気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 1585 876 1693"> <p>貯湯槽の消毒を行うこと。</p> </td> <td data-bbox="876 1585 1420 1693"> <p>貯湯槽の消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1693 630 2096" rowspan="2"> <p>緊急時における迅速な駆けつけ対応等営業者の遵守事項</p> </td> <td data-bbox="630 1693 876 1787"> <p>規定なし</p> </td> <td data-bbox="876 1693 1420 1787"> <p>営業者は、公衆の見やすい場所に、営業施設の名称等を掲げること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 1787 876 2096"> <p>規定なし</p> </td> <td data-bbox="876 1787 1420 2096"> <p>簡易宿所等において、玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていることや緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		項目	改正前	改正後	<p>レジオネラ症対策</p>	<p>規定なし</p>	<p>気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。</p>	<p>貯湯槽の消毒を行うこと。</p>	<p>貯湯槽の消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。</p>	<p>緊急時における迅速な駆けつけ対応等営業者の遵守事項</p>	<p>規定なし</p>	<p>営業者は、公衆の見やすい場所に、営業施設の名称等を掲げること。</p>	<p>規定なし</p>	<p>簡易宿所等において、玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていることや緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。</p>
項目	改正前	改正後													
<p>レジオネラ症対策</p>	<p>規定なし</p>	<p>気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。</p>													
	<p>貯湯槽の消毒を行うこと。</p>	<p>貯湯槽の消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。</p>													
<p>緊急時における迅速な駆けつけ対応等営業者の遵守事項</p>	<p>規定なし</p>	<p>営業者は、公衆の見やすい場所に、営業施設の名称等を掲げること。</p>													
	<p>規定なし</p>	<p>簡易宿所等において、玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていることや緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。</p>													

	<p>3 施行年月日 令和4年4月1日から施行する。</p> <p>4 旅館業施設への周知 該当設備がある旅館業施設については、令和4年1月から3月に個別に現場に出向き、対面にて周知する。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>本議案の議決が得られた際には、関係する条例施行細則等について必要な規定整備を行うとともに、旅館業関係者に対して周知を図っていく。</p>

足立区旅館業法施行条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
足立区旅館業法施行条例 平成24年 3 月28日 条例第15号	足立区旅館業法施行条例 平成24年 3 月28日 条例第15号
第 1 条から第 3 条まで (省略)	第 1 条から第 3 条まで (現行のとおり)
(宿泊者の衛生に必要な措置等の基準)	(宿泊者の衛生に必要な措置等の基準)
第 4 条 法第 4 条第 2 項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。	第 4 条 法第 4 条第 2 項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。
(1) (省略)	(1) (現行のとおり)
(2) 営業施設の採光及び照明は、次に掲げる照度を有するよう こと。	(2) 営業施設の採光及び照明は、次に掲げる照度を有するよう こと。
ア (省略)	ア (現行のとおり)
イ 調理場及び配ぜん室 50ルクス以上	イ 調理場及び配膳室 50ルクス以上
ウ及びエ (省略)	ウ及びエ (現行のとおり)
(3) (省略)	(3) (現行のとおり)
(4) 客室、応接室、食堂、調理場、配ぜん室、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと。	(4) 客室、応接室、食堂、調理場、配膳室、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと。
(5) 寝具類については、次の措置を講じること。	(5) 寝具類については、次の措置を講じること。
ア及びイ (省略)	ア及びイ (現行のとおり)
ウ 布団及び枕は、 <u>適当な方法により湿気を除くこと。</u>	ウ 布団及び枕は、 <u>適切に洗濯、管理等を行うこと。</u>
(6)及び(7) (省略)	(6)及び(7) (現行のとおり)
(8) 浴室については、次の措置を講じること。	(8) 浴室については、次の措置を講じること。
ア (省略)	ア (現行のとおり)
イ 浴槽は、1日1回以上換水し、清掃すること。	イ 浴槽は、1日1回以上換水し、清掃すること。 <u>ただし、規則で定める場合には、1週間に1回以上換水して浴槽を清掃すること。</u>
ウ (省略)	ウ (現行のとおり)

改正前	改正後
<p>エ <u>温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）を使用するときは、次の措置を講じること。</u></p> <p>（ア）貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>（イ）（省略）</p> <p>オ <u>ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講じること。</u></p> <p>（ア）から（ウ）まで（省略）</p> <p>（エ）浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、<u>塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。</u></p> <p>（オ）（省略）</p> <p>カ（省略）</p> <p>（9）<u>洗面所には、清浄な湯水を十分に供給すること。</u></p> <p>（10）（省略）</p> <p>（11）便所に備え付ける<u>手ぬぐい</u>等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。</p> <p>（12）（省略）</p> <p>第5条（省略）</p> <p>（営業者の遵守事項）</p> <p>第6条 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 <u>（新設）</u></p>	<p>エ <u>貯湯槽を使用するときは、次の措置を講じること。</u></p> <p>（ア）貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、<u>規則</u>で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。</p> <p>（イ）（現行のとおり）</p> <p>オ <u>ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講じること。</u></p> <p>（ア）から（ウ）まで（現行のとおり）</p> <p>（エ）浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、<u>規則で定めるところにより消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。</u></p> <p>（オ）（現行のとおり）</p> <p>カ（現行のとおり）</p> <p>（9）<u>洗面所及び便所の手洗設備には清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん等を常に使用することができるよう備えること。</u></p> <p>（10）（現行のとおり）</p> <p>（11）便所に備え付ける<u>タオル</u>等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。</p> <p>（12）（現行のとおり）</p> <p>第5条（現行のとおり）</p> <p>（営業者の遵守事項）</p> <p>第6条 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 <u>（1） 営業者は、公衆の見やすい場所に、営業施設の名称その他規則で定める事項を掲げること。</u></p>

改正前	改正後
<p>(1) 客室の入口には、室番号又は室名を表示しておくこと。</p> <p>(2) 客室には、定員を表示した案内書、表示板等を備え付けること。</p> <p>(3) <u>玄関帳場及び客室</u>には、宿泊料を表示した案内書、表示板等を備え付けること。</p> <p>(4) <u>営業施設</u>には、営業従事者名簿を備え付け、規則で定める事項を記載しておくこと。</p>	<p>(2) 客室の入口には、室番号又は室名を表示しておくこと。</p> <p>(3) 客室には、定員を表示した案内書、表示板等を備え付けること。</p> <p>(4) <u>営業施設</u>には、宿泊料を表示した案内書、表示板等を備え付けること。</p> <p>(5) <u>営業施設又は営業者事務所</u>には、営業従事者名簿を備え付け、規則で定める事項を記載しておくこと。</p>
<p>第7条 政令第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(5)まで (省略)</p> <p>(6) <u>浴室</u>は、次の基準によること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第7条 政令第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(5)まで (現行のとおり)</p> <p>(6) <u>浴室及びシャワー室</u>は、次の基準によること。</p> <p><u>ア 清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。</u></p> <p><u>イ 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適切な位置に設けること。</u></p>
<p><u>ア</u> 洋式浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備であること。</p> <p><u>イ</u> 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。</p> <p><u>ウ</u> 和式浴室を設ける場合には、十分な数の上り湯栓及び水栓を有すること。</p> <p><u>エ</u> ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。</p> <p>(ア) から (カ) まで (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>ウ</u> 洋式浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備であること。</p> <p><u>エ</u> 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。</p> <p><u>オ</u> 和式浴室を設ける場合には、十分な数の上り湯栓及び水栓を有すること。</p> <p><u>カ</u> ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。</p> <p>(ア) から (カ) まで (省略)</p> <p><u>(キ) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。</u></p>
<p>(7) (省略)</p> <p>(8) 便所は、次の基準によること。</p> <p><u>ア</u> (省略)</p>	<p>(7) (現行のとおり)</p> <p>(8) 便所は、次の基準によること。</p> <p><u>ア</u> (現行のとおり)</p>

改正前	改正後
<p>(新設)</p> <p>イ 多数人で共用する客室又は便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所（多数人で共用する客室内又は客室の外の便所をいう。以下同じ。）を設け、規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。</p> <p>ウ 共同洗面所は、宿泊者の利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(9) (省略)</p> <p>(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第8条 政令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p>	<p><u>イ 便器への給水栓以外の給水栓から水を供給することができる構造の手洗設備を便器の付近の宿泊者の利用しやすい位置に設置すること。</u></p> <p>ウ 多数人で共用する客室又は便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所（多数人で共用する客室内又は客室の外の便所をいう。以下同じ。）を設け、規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。</p> <p>エ 共同洗面所は、宿泊者の利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(9) (現行のとおり)</p> <p>(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第8条 政令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p>
<p>(新設)</p> <p>(1) 宿泊者の利用しやすい位置に、宿泊者の履物を保管する設備を設けること。</p> <p>(2) 1客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、政令第1条第2項第1号に規定する面積以上であること。</p> <p>(4) 階層式寝台を設ける場合は、2層とすること。</p> <p>(5) 多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の2分の1未満とすること。</p>	<p><u>(1) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。ただし、次に掲げる事項のいずれにも該当し、公衆衛生上支障がないと認めるときは、これらの設備を設けることは要しない。</u></p> <p>ア 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。</p> <p><u>イ 事故が発生した時その他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。</u></p> <p>(2) 宿泊者の利用しやすい位置に、宿泊者の履物を保管する設備を設けること。</p> <p>(3) 1客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、3平方メートル以上であること。</p> <p>(4) 客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、政令第1条第2項第1号に規定する面積以上であること。</p> <p>(5) 階層式寝台を設ける場合は、2層とすること。</p> <p>(6) 多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の2分の1未満とすること。</p>

改正前	改正後
<p>2及び3 (省略)</p> <p>(下宿営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第9条 1及び2 (省略)</p> <p>3 第7条第1号、第3号イ及び第6号から第9号までの規定は、下宿営業の施設について準用する。</p> <p>第10条 (省略)</p> <p>(構造設備基準の適用除外)</p> <p>第11条 省令第5条第1項の施設について、その構造設備が第7条及び第8条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、次の各号に掲げる営業について、それぞれ当該各号に掲げる基準を適用しないことができる。</p> <p>(1) 旅館・ホテル営業 第7条第2号、第4号、第5号、<u>第6号イ及びウ</u>、第8号並びに第9号の基準</p> <p>(2) 簡易宿所営業 <u>第8条第1項第1号及び第5号</u>、同条第2項において準用する第7条第2号並びに<u>第9条第3項</u>において準用する第7条第4号、第5号、<u>第6号イ及びウ</u>、第8号並びに第9号の基準</p> <p>2 (省略)</p> <p>第12条 (省略)</p>	<p>2及び3 (現行のとおり)</p> <p>(下宿営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第9条 1及び2 (現行のとおり)</p> <p>3 第7条第1号、第3号イ及び第6号から第9号まで<u>並びに前条第1項第1号</u>の規定は、下宿営業の施設について準用する。</p> <p>第10条 (現行のとおり)</p> <p>(構造設備基準の適用除外)</p> <p>第11条 省令第5条第1項の施設について、その構造設備が第7条及び第8条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、次の各号に掲げる営業について、それぞれ当該各号に掲げる基準を適用しないことができる。</p> <p>(1) 旅館・ホテル営業 第7条第2号、第4号、第5号、<u>第6号エ及びオ</u>、第8号並びに第9号の基準</p> <p>(2) 簡易宿所営業 <u>第8条第1項第2号及び第6号</u>、同条第2項において準用する第7条第2号並びに<u>第8条第3項</u>において準用する第7条第4号、第5号、<u>第6号エ及びオ</u>、第8号並びに第9号の基準</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>第12条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則(令和3年条例第 号)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例の施行の際、現に旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定により、旅館業に係る経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例によ</p>

改正前	改正後
	<u>る改正後の第7条第6号カ（キ）の規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、当該営業施設の浴室を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。</u>

第 1 1 3 号議案説明資料

令和 3 年 1 2 月 9 日

件 名	足立区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例													
所管部課名	衛生部足立保健所生活衛生課													
内 容	<p>1 概要及び経緯</p> <p>(1) 国は、入浴施設におけるレジオネラ症*対策の強化をするため、令和元年9月19日に「公衆浴場における衛生管理要領及び旅館業における衛生管理要領（以下「衛生等管理要領」という。）」を改正した。</p> <p>(2) 国は、混浴に関するトラブル等の防止のため、令和2年12月10日に「衛生等管理要領」の浴場等での男女の混浴制限年齢を引下げる改正を行った。</p> <p>(3) 東京都は、公衆浴場条例改正に向けて、東京都浴場組合との協議やパブリックコメントを行い、公衆浴場条例の改正を令和3年6月14日に公布した。レジオネラ症対策の構造設備については令和3年10月1日に施行、レジオネラ症対策の衛生措置及び混浴制限年齢については令和4年1月1日に施行する。</p> <p>(4) 公衆浴場条例の制定は、自治事務であり自治体が行う必要がある。このため、上記(1)から(3)の改正の趣旨を踏まえながら、8月に実施した区民からの意見を反映させるパブリックコメントを経て、本条例の一部を改正する。</p> <p>※ レジオネラ症とは、浴槽や配管内の「ぬめり」で増殖しやすいレジオネラ属菌を含む霧や飛沫を吸い込むことで発症する発熱や肺炎等のこと。免疫力の低下した高齢者などが発症しやすい。</p> <p>2 主な改正内容（詳細は、別紙2 新旧対照表のとおり）</p> <table border="1" data-bbox="416 1469 1414 2092"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 1469 627 1536">項目</th> <th data-bbox="627 1469 852 1536">改正前</th> <th data-bbox="852 1469 1414 1536">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 1536 627 2033" rowspan="3">レジオネラ症対策</td> <td data-bbox="627 1536 852 1715">規定なし</td> <td data-bbox="852 1536 1414 1715">気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="627 1715 852 1809">貯湯槽の消毒を行うこと。</td> <td data-bbox="852 1715 1414 1809">貯湯槽の消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="627 1809 852 2033">規定なし</td> <td data-bbox="852 1809 1414 2033">調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 2033 627 2092">混浴制限年齢</td> <td data-bbox="627 2033 852 2092">10歳以上</td> <td data-bbox="852 2033 1414 2092">7歳以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	改正前	改正後	レジオネラ症対策	規定なし	気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。	貯湯槽の消毒を行うこと。	貯湯槽の消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。	規定なし	調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。	混浴制限年齢	10歳以上	7歳以上
項目	改正前	改正後												
レジオネラ症対策	規定なし	気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。												
	貯湯槽の消毒を行うこと。	貯湯槽の消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。												
	規定なし	調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。												
混浴制限年齢	10歳以上	7歳以上												

	<p>3 施行年月日 令和4年4月1日から施行する。</p> <p>4 浴場組合との意見交換 令和3年7月、10月、11月に浴場組合と意見交換を行い、主な改正内容であるレジオネラ症対策についての対応方法を共有した。</p> <p>5 区民への周知 混浴制限年齢について、区ホームページ及びあだち広報に掲載し、周知する。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>本議案の議決が得られた際には、「足立区公衆浴場設備改善補助金交付要綱」についても、レジオネラ症対策に関する補助金等の事項を追加するための改正を行う。</p> <p>また、関係する条例施行細則等について、必要な規定整備を行うとともに、公衆浴場関係者に対して周知を図っていく。</p>

足立区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>足立区公衆浴場法施行条例 平成24年 3 月28日条例第16号</p>	<p>足立区公衆浴場法施行条例 平成24年 3 月28日条例第16号</p>
<p>第 1 条から第 3 条まで （省略）</p> <p>（衛生及び風紀に必要な措置等の基準）</p> <p>第 4 条 法第 3 条第 2 項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から (16) まで （省略）</p> <p>(17) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。</p> <p>アからカまで （省略）</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第 1 条から第 3 条まで （現行のとおり）</p> <p>（衛生及び風紀に必要な措置等の基準）</p> <p>第 4 条 法第 3 条第 2 項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から (16) まで （現行のとおり）</p> <p>(17) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。</p> <p>アからカまで （現行のとおり）</p> <p><u>キ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。</u></p>
<p>(18)から (33) まで （省略）</p> <p>(34) 浴槽水は、1 日 1 回以上<u>換水すること。</u></p> <p>(35) <u>温泉法（昭和23年法律第125号）第 2 条第 1 項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）を使用するときは、次の措置を講じること。</u></p> <p>ア 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>イ （省略）</p>	<p>(18)から (33) まで （現行のとおり）</p> <p>(34) 浴槽水は、1 日 1 回以上換水して浴槽を清掃すること。<u>ただし、規則で定める場合には、1 週間に 1 回以上換水して浴槽を清掃すること。</u></p> <p>(35) <u>貯湯槽</u>を使用するときは、次の措置を講じること。</p> <p>ア 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、<u>ぬめり等の汚れを除去すること。</u></p> <p>イ （現行のとおり）</p>

改正前	改正後
<p>(36) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講じること。</p> <p>アからウまで (省略)</p> <p>エ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、<u>塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。</u></p> <p>オ (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(36) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講じること。</p> <p>アからウまで (現行のとおり)</p> <p>エ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、<u>規則で定めるところにより消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。</u></p> <p>オ (現行のとおり)</p> <p>(37) <u>調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。</u></p>
<p>(37) <u>前2号の規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。</u></p>	<p>(38) <u>前3号の規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。</u></p>
<p>(38) 善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告又は装飾設備を置き、掲げ、又は設けないこと。</p>	<p>(39) 善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告又は装飾設備を置き、掲げ、又は設けないこと。</p>
<p>(39) <u>手ぬぐい、くし、かみそり等を入浴者に貸与しないこと。ただし、入浴者1人ごとに消毒した清潔なものを貸与するときは、この限りでない。</u></p>	<p>(40) <u>タオル、くし、かみそり等を入浴者に貸与しないこと。ただし、新しいもの又は入浴者1人ごとに消毒した清潔なもの(かみそりを貸与する場合は、新しいもの)を貸与するときは、この限りでない。</u></p>
<p>(40) <u>10歳以上の男女を混浴させないこと。</u></p>	<p>(41) <u>7歳以上の男女を混浴させないこと。</u></p>
<p>(41) 物品の販売等を行うときは、入浴機能及び清潔保持を阻害しないようにすること。</p> <p>2 その他の公衆浴場の営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に該当する公衆浴場にあつては、次のとおりとすること。</p>	<p>(42) 物品の販売等を行うときは、入浴機能及び清潔保持を阻害しないようにすること。</p> <p>2 その他の公衆浴場の営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に該当する公衆浴場にあつては、次のとおりとすること。</p>
<p>ア 前項第27号から第41号までに規定する基準に適合すること。</p> <p>イからタまで (省略)</p>	<p>ア 前項第27号から第42号までに規定する基準に適合すること。</p> <p>イからタまで (現行のとおり)</p>

改正前	改正後
<p>チ 午前零時から<u>日出時まで</u>の時間において営業を行わないこと。</p> <p>(2) 前号に規定する公衆浴場以外のその他の公衆浴場にあつては、次のとおりとすること。</p> <p>ア 前項第1号、第2号、第4号、第5号、第7号、第8号、第10号、第12号、第13号、第15号から第18号まで及び第21号から<u>第41号まで</u>に規定する基準に適合すること。</p> <p>イからカまで (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>第5条及び第6条 (省略)</p>	<p>チ 午前零時から<u>午前6時まで</u>の時間において営業を行わないこと。</p> <p>(2) 前号に規定する公衆浴場以外のその他の公衆浴場にあつては、次のとおりとすること。</p> <p>ア 前項第1号、第2号、第4号、第5号、第7号、第8号、第10号、第12号、第13号、第15号から第18号まで及び第21号から<u>第42号まで</u>に規定する基準に適合すること。</p> <p>イからカまで (現行のとおり)</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>第5条及び第6条 (現行のとおり)</p> <p>付 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例の施行の際、現に公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定により、公衆浴場の経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の第4条第1項第17号キの規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。</p>